

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市下京区上之町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	河川維持補修工事（高瀬川）				
工期	契約日の翌日から令和 7年12月15日まで				
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事延長				m	1,125
掘削工	m3	50	堤防除草工	m2	5,600

施工理由

本工事は、普通河川高瀬川において、水の澱みによる雑草の繁茂があることから、景観を阻害し、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、刈草及び河川掘削を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年4月	
歩掛適用年月	2025年4月	
基準適用年月	2025年4月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

### 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
河川土工	掘削工	汚泥掘削積込	土質:汚泥(軟弱土)		m3	4,192	施工費	
		汚泥運搬	土質:汚泥(軟弱土)		m3	2,400	施工費	
除草工	堤防除草工	刈草処分			t	22,000	処分費	

# 設計内訳書 (本01)

工事名	河川維持補修工事 (高瀬川)				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川修繕		式	1				
河川土工		式	1				
掘削工		式	1				
汚泥掘削積込	土質:汚泥(軟弱土)	m3	50				
汚泥運搬	土質:汚泥(軟弱土)	m3	50				
汚泥処分	土質:汚泥(軟弱土)	t	58				
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:無し, 運搬機械:ダンプトラック2t持込, 飛散防止措置:有り	m2	5,600				
運搬(堤防除草)	ダンプトラック2t, 梱包無し	千m2	5.6				
刈草処分		t	4.8				
仮設工		式	1				

# 設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（高瀬川）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	18				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（高瀬川）  
工事場所 京都市下京区上之町他 地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照  
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

## 2 現場条件に関する事項

### 第4条（施工時間）

施工時間は原則として9:00～17:00（前後30分程度の準備及び片付けは除く）とし、この時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

### 第5条（工程）

本工事において崇仁学区の祭りが8月上旬に行われることを踏まえ、1回目の除草工については7月下旬までに完了すること。また、掘削工及び2回目の除草工については、9月下旬を目途に完了すること。詳細な施工時期については、地元及び関係機関との調整が必要であるため、現場着手前に監督職員と協議するものとする。

### 第6条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所前後等	1～2名	交通誘導警備員B	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細別	確認項目
掘削工	汚泥掘削積込	作業完了時（各箇所）
堤防除草工	堤防除草(複合)	作業完了時（各箇所）

#### 第9条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
掘削前の現地測量	掘削前後の堆積土の厚みを比較するため

#### 4 建設副産物に関する事項

##### 第10条（建設副産物の適正処理）

###### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

###### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設汚泥	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町12	設計運搬距離 L=6.6km

###### <一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
刈草	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町9-1	設計運搬距離 L=8.5km

## 5 その他事項

### 第11条（工事書類の提出）

- 1 完成検査の受検に向けた出来形図書については、施工完了後、速やかに提出すること。
- 2 工事関係書類の提出に当たっては、「工事関係書類作成マニュアル（案）（令和6年9月版）（※）」に基づき、適切な時期に提出すること。
- 3 施工計画書の作成に当たっては、「施工計画書作成要領（※）」に基づき作成し、契約締結後の30日以内に提出すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

- ・工事関係書類作成マニュアル（案）（令和6年9月版）
- ・施工計画書作成要領

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

### 第12条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

### 第13条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

#### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

#### 2 実施内容

##### （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、

受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

## （２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

## （３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

## （４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

## 第14条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

## 第15条（除草作業について）

- 1 除草作業範囲及び作業時期、作業順序については、監督職員の指示に従うこと。
- 2 除草作業箇所の障害物等は事前に撤去すること。また、作業中は小石等の飛散に対して飛散防止措置を行うこと。
- 3 除草した刈草は、速やかに運搬車両へ積み込み、処分を行うこと。現地に存置させることは、風で飛散する等苦情の原因となるため、原則、認めない。
- 4 草の刈取り高は、10cm以下とすること。ただし、現地盤の不陸及び法肩等で刈取り高を10cm以下とすることが出来ない場合は、対応について監督職員と協議を行うこと。
- 5 除草作業後に、現場に空洞が生じることのないよう努めること。
- 6 本業務における除草処分量は、過年度の実績から0.85t/1000㎡としている。

## 第16条（その他の特記事項）

- 1 本工事施工範囲の一部は、ホテルの生育区域として地元が保全活動を行っているため、掘削及び除草作業の実施範囲及び作業内容等については、地元と十分に調整を行った上で作業に着手すること。
- 2 京都市立芸術大学の校内において作業等を行う場合は、監督員又は大学の担当職員と協議等調整を行い、その指示に従うこと。
- 3 受注者は、必ず、着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民に配布すること。  
なお、工事ビラの様式等については監督職員の指示に従うこと。
- 4 工事着手の5日前及び当日、沿道各戸に声を掛け、周辺住民との摩擦が無いように工事着手すること。
- 5 騒音・振動・塵埃等の発生には細心の注意を払い、工事箇所の沿道家屋等に影響が及ばないように施工を行うこと。
- 6 隣接する工事との施工に関する調整が必要となる場合は、工程計画等について十分整理を行うとともに、監督職員の指示に従うこと。
- 7 周辺住民等からの苦情等については、速やかに監督職員に報告し、指示に従って対応すること。
- 8 関係企業者と立会いを行った場合には、必要に応じて関係企業者との協議内容を記載した立会調書を監督職員に提出すること。
- 9 施工機械の回送費は、共通仮設費に含まれているため、都度運搬すること。
- 10 現道上で施工を行う場合は、工事範囲及び工事期間、施工時間帯等について、施工前に所轄警察署と協議を行う必要があるため、受注者は協議に必要な資料を監督職員に提出すること。また、必要に応じて協議に参加すること。
- 11 道路上で積下し等作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、交通の安全に努めること。
- 12 私有地内にある樹木等に損傷を与えたり、踏み荒らししたりすることがないように十分注意すること。損傷を与えた場合は、受注者の責任において処理を行うこと。
- 13 本工事施工範囲における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。
- 14 土・日、祝日は、原則として作業を行わないこと。ただし、止むを得ず作業を行う場合は、あらかじめ書面により監督職員の承諾を得なければならない。
- 15 週間工程表及び月間工程表は、以下の提出日までに監督職員へ提出すること。また、作業着手2日以上前に着手日の報告、作業完了時に完了の報告を行うこととし、作業事故が発生した場合は、直ちに報告した上で、後日文書にて詳細を報告すること。  
なお、各種工程表の様式については、監督職員と協議して決定すること。

提出書類	提出日
週間工程表	前週 木曜日17時まで
月間工程表	前月 25日まで

# 箇所図

